



## 一、最新中国法令

### ● 最高人民法院关于完善统一法律适用标准工作机制的意见

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法发〔2020〕35号

【发布日期】2020-09-23

【内容提要】该意见涵盖“加强司法解释和案例指导工作”、“完善类案和新类型案件强制检索报告工作机制”等十部分内容，并提出21项配套措施，其中包括：

<b>加强司法解释和案例指导工作</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>涉及人民群众切身利益或重大疑难问题的司法解释，应当向社会公开征求意见。</li><li>进一步规范司法解释制定程序，健全调研、立项、起草、论证、审核、发布、清理和废止机制，完善归口管理和报备审查机制。</li><li>针对经济社会活动中具有典型意义及较大影响的法律问题，或者人民群众广泛关注的热点问题，及时发布典型案例，树立正确价值导向，传播正确司法理念，规范司法裁判活动。</li></ul>
<b>完善类案和新类型案件强制检索报告工作机制</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>按照《<u>最高人民法院关于统一法律适用加强类案检索的指导意见（试行）</u>》要求，承办法官应当做好类案检索和分析。</li><li>对于拟提交专业法官会议或者审判委员会讨论决定的案件、缺乏明确裁判规则或者尚未形成统一裁判规则的案件、院长根据审判监督管理权限要求进行类案检索的案件，应当进行类案检索。</li><li>法官在类案检索时，检索到的类案为指导性案例的，应当参照作出裁判，但与新的法律、行政法规、司法解释相冲突或者为新的指导性案例所取代的除外。</li><li>检索到其他类案的，可以作为裁判的参考；检索到的类案存在法律适用标准不统一的，可以综合法院层级、裁判时间、是否经审判委员会讨论决定等因素，依照法律适用分歧解决机制予以解决。</li></ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-258001.html>

## 一、最新中国法令

### ● 法律適用基準統一の作業メカニズムを整備することに関する最高人民法院による意見

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法発〔2020〕35号

【発布日】2020-09-23

【概要】本意見には「司法解释及び判例指導の強化」、「類似する事案と新タイプの事案の強制検索報告作業メカニズムの整備」等10項目の内容を含む21項目の関連措置を打ち出している。具体的には以下の内容が含まれる。

<b>司法解释及び判例指導の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>人民大衆の密接な利益に関わる又は重大で難解な問題に関わる司法解释について、パブリックコメントを募集しなければならない。</li><li>司法解释の制定手続をさらに規範化し、調査研究、立案、起草、論証、審査、公布、見直し、廃止に係るメカニズムを健全化し、統括管理及び届出・審査メカニズムを整備する。</li><li>経済社会活動において典型的な及び影響が比較的大きな法律問題、又は人民大衆から広く注目されている問題について、代表的判例を適宜公表し、正しい価値観及び方向性を確立し、正しい司法理念を普及させ、司法裁判活動を規律する。</li></ul>
<b>類似する事案と新タイプの事案の強制検索報告作業体制の整備</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>「<u>適用法律を統一するために類似する事案の検索を強化することに関する最高人民法院による指導意見（试行）</u>」の要求に従い、担当裁判官は類似する事案の検索と分析を徹底しなければならない。</li><li>専門裁判官会議若しくは審判委員会に付議し決定する予定の事案、明確な裁判ルールが欠如している若しくは統一的な裁判ルールが形成されていない事案、裁判所長・裁判長が審判監督管理権限に基づき類似する事案の検索を要求した事案について、類似する事案の検索を実施しなければならない。</li><li>裁判官が類似する事案の検索を実施した時、検索で見つかった類似する事案が指導的判例であった場合、同判例に照らし裁定を下さなければならない。但し新しい法律、行政法規、司法解释と相矛盾する場合、若しくは新しい指導的判例に取って代わられる場合を除く。</li><li>他の事案が検索で見つかった場合、それを参考にして裁定を下すことができる。検索で見つかった類似する事案に対する法律の適用基準が統一されていない場合、裁判所の階級、裁判の日時、審判委員会における討議を経て決定されたか否か等の要素を総合し、法律適用の不一致解決メカニズムに従い解決を図ることができる。</li></ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-258001.html>

● 最高人民法院印发《关于人民法院服务保障进一步扩大对外开放的指导意见》的通知

【发布单位】最高人民法院  
【发布文号】法发〔2020〕37号  
【发布日期】2020-09-25  
【内容提要】该指导意见分为六个部分共17条，明确了人民法院服务保障进一步对外开放工作的总体要求、基本原则和工作重点。其中包括：

- 把握“三个核心要素”，依法平等保障中外当事人合法权益。即，坚持平等保护原则、充分尊重当事人意思自治、依法行使司法管辖权。
- 完善涉外法律适用规则体系，准确查明和适用国际条约、国际惯例和外国法律，增强裁判的国际公信力，推动形成和完善全球性商事法律规则。
- 推动涉外审判与智慧法院建设深度融合，建设域外当事人诉讼服务平台。完善国际商事纠纷多元化解机制，为中外当事人提供公正高效便捷的司法服务。
- 强调积极参与缔结双边或者多边司法协助条约，及时办理司法协助案件，推动各国之间相互承认和执行民商事判决。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<https://mp.weixin.qq.com/>

● 国务院关于印发北京、湖南、安徽自由贸易试验区总体方案及浙江自由贸易试验区扩展区域方案的通知

【发布单位】国务院  
【发布文号】国发〔2020〕10号  
【发布日期】2020-09-21  
【内容提要】该通知包含《中国（北京）自由贸易试验区总体方案》、《中国（湖南）自由贸易试验区总体方案》、《中国（安徽）自由贸易试验区总体方案》、《中国（浙江）自由贸易试验区扩展区域方案》，明确了各有侧重的改革试点任务，提出了不同的具体举措。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/21/content\\_5544926.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/21/content_5544926.htm)

● 「人民法院の司法サービス、保障の対外開放をさらに拡大することに関する指導意見」の公布に関する最高人民法院による通知

【発布機関】最高人民法院  
【発布番号】法発〔2020〕37号  
【発布日】2020-09-25  
【概要】本指導意見は6項目、計17条から成り、人民法院の司法サービス、保障の対外開放をさらに拡大するための一般要求事項、基本原則及び作業の重要ポイントを明確にしている。具体的には以下の内容が含まれる。

- 「3つの柱」を徹底し、中国側、外国側当事者の適法な権益を法に依拠し平等に保障する。即ち、平等保護の原則を堅持し、当事者の私的自治を十分に尊重し、司法管轄権を法に依拠し行使する。
- 涉外法律の適用ルール体系を整備し、国際条約、国際慣例及び外国法律を調べ明らかにしたうえで適用し、裁判の国際的な公信力を高め、世界的に通用する商事法律ルールの形成と整備を推進する。
- 涉外審判とスマート裁判所の建設、高度な融合を推進し、域外当事者訴訟サービスプラットフォームを構築する。国際商事紛争の多様な解決メカニズムを整備し、中国側、外国側当事者に公正で効率の高く迅速な司法サービスを提供する。
- 二国間又は多国間の司法共助協定の締結に積極的に参与し、司法共助事案を速やかに処理し、それぞれの国との間で民商事判決を相互に承認し、執行する制度を推進する。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。  
<https://mp.weixin.qq.com/>

● 北京、湖南省、安徽省の自由貿易試験区全体方案及び浙江省自由貿易試験区のエリア拡張方案の公布に関する国务院による通知

【発布機関】国务院  
【発布番号】国発〔2020〕10号  
【発布日】2020-09-21  
【概要】本通知には「中国（北京）自由貿易試験区全体方案」、「中国（湖南）自由貿易試験区全体方案」、「中国（安徽）自由貿易試験区全体方案」、「中国（浙江）自由貿易試験区エリア拡張方案」が含まれており、それぞれに割り当てられた改革試行任務に係る重点ポイントを明確にし、具体的措置を個々に打ち出している。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/21/content\\_5544926.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/21/content_5544926.htm)

● 应急管理部关于印发《生产经营单位从业人员安全生产举报处理规定》的通知

【发布单位】应急管理部

【发布文号】应急〔2020〕69号

【发布日期】2020-09-24

【内容提要】该通知明确提出，支持生产经营单位从业人员对所在单位安全生产工作中存在的问题进行举报和监督，其中包括：

- 生产经营单位从业人员举报其所所在单位的重大事故隐患、安全生产违法行为时，应当提供真实姓名以及真实有效的联系方式，否则，应急管理部门可以不予受理。
- 应急管理部门可以在危险化学品、金属冶炼等重点行业、领域生产经营单位从业人员中选取信息员，建立专门联络机制，定期或者不定期与其联系，及时获取生产经营单位重大事故隐患、安全生产违法行为线索。
- 生产经营单位应当保护举报人和信息员的合法权益，不得对举报人和信息员实施打击报复行为。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[https://www.mem.gov.cn/gk/tzgg/tz/202009/t20200924\\_366526.shtml](https://www.mem.gov.cn/gk/tzgg/tz/202009/t20200924_366526.shtml)

● 中国人民银行等八部门关于规范发展供应链金融 支持供应链产业链稳定循环和优化升级的意见

【发布单位】中国人民银行等八部门

【发布文号】银发〔2020〕226号

【发布日期】2020-09-22

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4101190/index.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

● 「生産経営組織従業員安全生産通報処理規定」の公布に関する应急管理部による通知

【発布機関】应急管理部

【発布番号】应急〔2020〕69号

【発布日】2020-09-24

【概要】本通知では、生産経営組織における従業員が所属する組織の安全生産作業に存在する問題を通報し、安全生産監督の取組みに参加することを支持するとして、これに係る事項を明確にしている。具体的には以下の内容が含まれる。

- 生産経営組織の従業員は、自己の所属する組織において重大事故につながる恐れのある隠れた危険、安全生産法違反行為を通報するに際しては、実名及び真の有効な連絡先も提供しなければならず、さもなければ、应急管理部は通報を受け付けないことができる。
- 应急管理部は、危険化学品、金属製錬等重点業種、分野の生産経営組織における従業員の中から情報係を選出し、連絡体制を構築し、当該人員と定期的に若しくは不定期に連絡を取り、生産経営組織において重大事故につながる恐れのある隠れた危険、安全生産法違反行為の特定に係る手掛かりを適時に取得することができる。
- 生産経営組織は通報者及び情報係の適法な権益を守らなければならず、通報者及び情報係に対して報復行為を実施してはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[https://www.mem.gov.cn/gk/tzgg/tz/202009/t20200924\\_366526.shtml](https://www.mem.gov.cn/gk/tzgg/tz/202009/t20200924_366526.shtml)

● 金融サプライチェーンの秩序ある発展を推進し、サプライチェーン、産業チェーンの安定化と好循環及び最適化・高度化を後押しすることに関する中国人民银行等八部門による意見

【発布機関】中国人民银行等八部門

【発布番号】銀発〔2020〕226号

【発布日】2020-09-22

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4101190/index.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、最新资讯

### ● 中国将允许持三类有效居留许可的外国人入境

日前，中国外交部、国家移民管理局发布《关于允许持三类有效居留许可外国人入境的公告》，对2020年03月26日外交部、国家移民管理局发布的《关于暂时停止持有有效中国签证、居留许可外国人入境的公告》部分措施调整如下：

自2020年09月28日0时起，允许持有效中国工作类、私人事务类和团聚类居留许可的外国人入境，相关人员无需重新申办签证。如外国人持有的上述三类居留许可于2020年03月28日0时后过期，持有人在来华事由不变的情况下，可凭过期居留许可和有关材料向中国驻外使领馆申办相应签证入境。上述人员需严格遵守中国的防疫管理规定。

03月26日公告其他措施继续实施。中国将在确保防疫安全的前提下，逐步有序恢复中外人员往来。

(里兆律师事务所 2020年09月25日编写)

## 三、里兆解读

### ● 《数据安全法（草案）》解读

2020年06月全国人大常委会审议了《数据安全法（草案）》（以下简称“《数据安全法》”），并于2020年07月03日公开向社会征求意见。《数据安全法》主要涉及数据分类分级保护、数据安全审查制度、数据出境监管、数据安全合规义务等内容，本文将对此作简要介绍。

#### ■ 《数据安全法》的适用范围

根据《数据安全法》第2条，《数据安全法》适用于中国境内开展的数据活动，特定情形下，其也适用于中国境外的组织、个人，具有域外效力（具体请见下表）。

项目	概要	简要解读
规制	▪ 原则：中国	▪ 原则上《数据安全法》

## 二、新着情報

### ● 3種類の有効な居留許可を有する外国人の中国入国を認めることを中国政府が発表した

先頃、中国外交部、国家移民管理局が「3種類の有効な居留許可を有する外国人の中国入国許可に関する公告」を公布し、2020年3月26日に外交部、国家移民管理局が公布した「有効な中国ビザ、居留許可を有する外国人の中国入国を一時的に停止することに関する公告」の一部措置を以下の通り調整している。

2020年9月28日0時から、中国の就労類、私人事務類及び家族訪問類の有効な居留許可を有する外国人の中国入国を認め、係る人員は新たに査証申請をする必要はない。外国人が保有する上述の三種類の居留許可が2020年3月28日0時以降に有効期限が過ぎてしまっている場合で、当該居留許可の所持者の訪中事由に変更がないときは、有効期限が過ぎている居留許可と関連材料をもって、中国の在外大使館・総領事館に査証を申請し、中国に入国することができる。上述の者は中国の感染症拡大防止管理規定を厳守しなければならない。

3月26日付けの公告におけるその他の措置は引き続き実施する。中国政府は感染症拡大防止措置を徹底し安全を確保することを前提としたうえで、中国と外国との間の人の往来を徐々に秩序立てて再開させるとしている。

(里兆法律事務所が2020年9月25日付で作成)

## 三、里兆解説

### ● 「データセキュリティ法(案)」を読み解く

2020年6月に、全国人民代表大会常務委員会において「データセキュリティ法(案)」(以下「『データセキュリティ法』』という)について審議が行われ、2020年7月3日には社会に向けてパブリックコメントが募集された。「データセキュリティ法」は、主にデータの分類別及び等級別の保護、データセキュリティ審査制度、データの越境移転に対する監督管理、データセキュリティのコンプライアンス義務等の内容に係るものである。本稿では、これらについて簡潔に紹介する。

#### ■ 「データセキュリティ法」の適用範囲

「データセキュリティ法」第2条によると、「データセキュリティ法」は中国領域内で展開されるデータ活動に適用され、特定の状況下では中国領域外の組織、個人にも適用され、域外効力を有するとされている(詳細は下表を参照)。

項目	概要	考察ポイント
規制	▪ 原則：中国領	▪ 原則上、「デー

主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>境内组织、个人</li> <li>例外：中国境外组织、个人（当其损害中国国家安全、公共利益或公民、组织合法权益时）</li> </ul>	<p>全法》仅对境内主体适用，但当境外主体开展数据活动损害中国利益时，国家有关部门可依据《数据安全法》追究其法律责任。</p>
規制客体	<ul style="list-style-type: none"> <li>数据活动，即数据的收集、存储、加工、使用、提供、交易、公开等行为。</li> <li>数据是指任何以电子或非电子形式对信息的记录。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>数据的概念非常宽泛，不单单限于《<a href="#">网络安全法</a>》、《<a href="#">个人信息安全规范</a>》所保护的个人信息及重要数据。</li> <li>数据活动已成为中国境内组织/个人开展业务、日常生活所必不可少的环节（例如，收发邮件/微信、寄送文件均属于数据活动），因此《数据安全法》的适用范围非常广泛，几乎涵盖了境内所有的组织/个人的日常活动。</li> </ul>

主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>域内の組織、個人</li> <li>例外：中国領域外の組織、個人（中国の国家安全、公共の利益又は公民、組織の適法な權益を損なう場合）</li> </ul>	<p>「データセキュリティ法」は領域内の主体のみに適用されるが、領域外の主体が行うデータ活動が中国の利益を損なった場合、国の関係部門は「データセキュリティ法」に基づき、その法的責任を追及することができる」とされている。</p>
規制客体	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ活動。即ち、データの収集、保存、加工、使用、提供、取引、公開等の行為。</li> <li>データとは、いずれか電子的又は非電子的方式による、情報に対する記録をいう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>データの概念は極めて広いものであり、「<a href="#">サイバーセキュリティ法</a>」、「<a href="#">個人情報安全規範</a>」によって保護される個人情報及び重要データに限らない。</li> <li>データ活動は、中国領域内の組織及び個人の業務実施、日常生活に必要な不可欠な節目となっているため（例えば、メールや WeChat の受発信、書類の送付はいずれもデータ活動に該当する）、「データセキュリティ法」の適用範囲が極めて広く、領域内の全ての組織及び個人の日常活動をほぼ網羅している。</li> </ul>

■ 数据分类分级保护

《数据安全法》第 19 条规定，国家根据数据在经济社会发展中的重要程度，以及一旦遭到篡改、破坏、泄露或者非法获取、非法利用，对国家安全、公共利益或者公民、组织合法权益造成的危害程度，对数据实行分级分类保护。在《数据安全法》出台之前，中国已对个人信息、金融信息、重要数据采取分类保护的原则，具体请见下表。

項目	概要
个人信息	<ul style="list-style-type: none"> <li>《个人信息安全规范》将个人信息分为个人敏感信息和个人非敏</li> </ul>

■ データの分類別及び等級別の保護

「データセキュリティ法」第 19 条では、国はデータの経済社会の発展における重要度、及びひとたび改ざん、破壊、漏えい又は不法に取得、不法に利用された場合に国の安全、公共の利益又は公民、組織の適法な權益にもたらされる危害の程度に応じ、データについて分類別及び等級別の保護を実施すると定められている。「データセキュリティ法」が公布されるまでは、中国では、個人情報、金融情報、重要データについて、分類別保護を原則採用しており、詳細を下表に整理する。

項目	概要
個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>「個人情報安全規範」によると、個人情報を機微な個人情報と非機微</li> </ul>

	<p>感信息。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 个人敏感信息指一旦泄露、非法提供或滥用可能危害人身和财产安全，极易导致个人名誉、身心、健康受到损害或歧视性待遇等的个人信息（例如身份证号、健康生理信息等）。个人非敏感信息指除个人敏感信息以外的个人信息。</li> <li>▪ 个人敏感信息需遵守更严格的收集、保存要求<sup>1</sup>。</li> </ul>		<p>個人情報に分けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 機微な個人情報とは、ひとたび漏えい、不法提供、濫用された場合に人身及び財産の安全に危害をもたらすおそれがあり、個人の名誉、心身、健康に対し損害又は不利な待遇等を極めて受けやすい個人情報（例えば、本人証明書番号、フィジカルヘルス情報等）をいう。非機微個人情報とは、機微な個人情報以外の個人情報を用いる。</li> <li>▪ 機微な個人情報は、より厳格な収集及び保存上の要求を遵守しなければならない<sup>1</sup>。</li> </ul>
<p>個人金融信息</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <a href="#">《个人金融信息保护技术规范》</a> 将个人金融信息按敏感程度从高到低分为 C3、C2、C1 三个类别。</li> <li>▪ C3 类别信息主要为用户鉴别信息（例如银行卡密码等）。C2 类别信息主要为可识别特定个人金融信息主体身份与金融状况的个人金融信息，以及用于金融产品与服务的关键信息（例如银行账户、交易流水等）。C1 类别信息主要为机构内部的信息资产，主要指供金融业机构内部使用的个人金融信息（例如开户机构等）。</li> <li>▪ C2、C3 类别个人金融信息需遵守更严格的收集、传输、储存、共享要求<sup>2</sup>。</li> </ul>	<p>個人金融情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 「<a href="#">個人金融情報保護技術規範</a>」では、個人金融情報の機微度の高い順から C3、C2、C1 という 3 種類に分けられる。</li> <li>▪ C3 類の情報は主にユーザー認証情報（例えば、銀行カードのパスワード等）である。C2 類の情報は主に特定の個人金融情報主体の身元及び金融状況を識別できる個人金融情報、並びに金融商品とサービスに用いられる重要情報（例えば、銀行口座番号、入出金明細等）である。C1 類の情報は主に機構内部の情報資産であり、金融業機構の内部で使用する個人金融情報（例えば、口座開設機構等）をいう。</li> <li>▪ C2、C3 類の個人金融情報に係る収集、伝送、保存、共有の要求はさらに厳格なものである<sup>2</sup>。</li> </ul>
<p>重要数据</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 《网络安全法》首先提出了“重要数据”这一概念，其要求关键信息基础设施运营者在中国境内收集和产生的重要数据应当在境内存储，确需提供给境外的，应当进行安全评估。但《网络安全法》并未明确重要数据的具体范围。</li> <li>▪ 重要数据通常指一旦泄露可能直接影响国家安全、经济安全、社会稳定、公共健康和安全的的数据（例如未公开的政府信息，大面积人口、基因健康、地理、矿产资源等）<sup>3</sup>。</li> </ul>	<p>重要データ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 「サイバーセキュリティ法」は初めて「重要データ」という概念を持ち出し、重要情報インフラ運営者が中国領域内に収集し発生した重要データは領域内で保存するものとし、どうしても国外へ提供する必要がある場合には、セキュリティ評価を実施するよう求めている。但し、「サイバーセキュリティ法」では、重要データの具体的な範囲は明確にされていない。</li> <li>▪ 通常、重要データとは、ひとたび漏えいされた場合、国の安全、経済の安全、社会の安定、公共の健康と安全に直接、影響を与え得るデータをいう（例えば、未公開の政府情報、広大な面積における人口、遺伝子の健康、地理、鉱産資源等）<sup>3</sup>。</li> </ul>

<sup>1</sup> 具体请见本所资讯文章《新版<个人信息安全规范>与<个人金融信息保护技术规范>简要对比分析》（[LeeZhao Newsletters Issue 681\\_20200609-20200615](#)）。

<sup>1</sup> 具体的には弊所ニュースレターで紹介した「新版『個人情報安全規範』と『個人金融情報保護技術規範』を簡潔に比較し分析する」を参照のこと（[LeeZhao Newsletters Issue 681\\_20200609-20200615](#)）。

<sup>2</sup> 同脚注 1。

<sup>2</sup> 脚注 1 と同じ。

<sup>3</sup> 現行有效的法規未对重要数据进行定义，该定义源于《[数据安全管理办法（征求意见稿）](#)》第 38 条。

<sup>3</sup> 現行有效的法規では、重要データの定義はまだ定められておらず、当該定義の出典は「[データセキュリティ管理弁法（意見募集案）](#)」第 38 条である。

此次《数据安全法》着眼于重要数据，明确了各地区、各部门应当制定本地区、本行业的重要数据保护目录，对列入目录的数据进行重点保护。在2017年颁布的推荐性国家标准《数据出境安全评估指南（征求意见稿）》附录A（《重要数据识别指南》）中，有关部门已经以行业作为区分标准，规定了重点行业内重要数据的范围。或许是由于重要数据分类非常复杂，《重要数据识别指南》正式版并未发布。此次《数据安全法》重申了重要数据识别问题，体现出中国愈加关注数据对于国家安全、公共利益的重要性，未来将强化对重要数据的保护。

### ■ 数据安全审查制度

《数据安全法》第22条规定，国家建立数据安全审查制度，对影响或者可能影响国家安全的数据活动进行国家安全审查。但其未明确数据安全审查的具体内涵及流程。未来如何开展审查，还有待于细则的出台。

### ■ 数据出境监管

数据出境一直是企业关心的热点话题，《网络安全法》提出对个人信息和重要数据出境采取安全评估制度<sup>4</sup>。此次《数据安全法》第10条、第23条和第33条从宏观角度明确了中国未来的数据出境监管方向（具体请见下表）。由此可以看出，中国将继续推动数据的自由流动，但数据流动并不是绝对的，特定类型的数据出境将受到管制。

监管方向	具体内容
推动数据跨境流动	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家积极开展数据领域国际交流与合作，参与数据安全相关国际规则和标准的制定，促进数据跨境安全、自由流动。</li> </ul>
数据出口管制	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家对与履行国际义务和维护国家安全相关的属于管制物项的数据依法实施出口管制。</li> </ul>
境外执法机构调取数据	<ul style="list-style-type: none"> <li>境外执法机构要求调取存储于中国境内的数据的，有关组织、个人应当向有关主管机关报告，获得批准后方可提供。</li> </ul>

今回、「データセキュリティ法」は重要データに着目しており、各地域、各部門が本地区、本業種の重要データ保護リストを定め、リスト掲載のデータを重点的に保護することを明確にした。2017年に公布された推奨性国家标准である「データの越境移転セキュリティ評価ガイドライン（意見募集案）」付録A（「重要データ識別ガイドライン」）では、関係部門はすでに業種ごとに、重点業種内の重要データの範囲を定めている。しかし、重要データの分類が非常に複雑であるためか、「重要データ識別ガイドライン」正式版はまだ公布されていない。今回、「データセキュリティ法」は重要データの識別問題を再び提起しており、中国が国の安全、公共の利益においてデータの重要性を重視し、将来、重要データに対する保護をさらに強化していくことの現れである。

### ■ データセキュリティ審査制度

「データセキュリティ法」第22条では、国がデータセキュリティ審査制度を構築し、国の安全に影響を与え、又は与える恐れのあるデータ活動について国の安全審査を実施すると定めているが、データセキュリティ審査の具体的な意味及び手順は明確にされていない。この先どのように審査が行われるかは、細則の公布が待たれる。

### ■ データの越境移転に対する監督管理

データの越境移転は、従来から企業が関心を払っているホットなテーマであり、「サイバーセキュリティ法」では、個人情報及び重要データの越境移転についてセキュリティ評価制度<sup>4</sup>を講じることを提起している。今回、「データセキュリティ法」第10条、第23条及び第33条はマクロ的な立場から、将来、中国におけるデータの越境移転に対する監督管理の方向性を明確にした（詳細は下表を参照のこと）。このことから、中国は自由なデータ流動化を引続き推し進めていながらも、データの流動化が制限なく行われるわけではなく、特定の分類のデータを越境移転させる際には規制を受けることになるのがわかる。

監督管理の方向性	具体的な内容
データの越境移転の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は、データ分野における国際交流と連携を積極的に行い、データセキュリティに係る国際ルール及び基準の制定に参加し、越境移転するデータの安全且つ自由な流動を促す。</li> </ul>
データ輸出の規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際義務の履行及び国の安全の維持に係る規制物質のデータに該当する場合、国は法に依拠し輸出規制を実施する。</li> </ul>
領域外の法執行機関によるデータの取り寄せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>領域外法執行機関が中国領域内で保存されるデータの取り寄せを求める場合、関連組織、個人は係る主管機関へ報告し、許可を得てからでなければ提供することができない。</li> </ul>

<sup>4</sup> 《网络安全法》第37条：关键信息基础设施的运营者在中华人民共和国境内运营中收集和产生的个人信息和重要数据应当在境内存储。因业务需要，确需向境外提供的，应当按照国家网信部门会同国务院有关部门制定的办法进行安全评估；法律、行政法规另有规定的，依照其规定。

<sup>4</sup> 「サイバーセキュリティ法」第37条：重要情報インフラ運営者が中華人民共和国領域内での運営過程で収集し発生した個人情報及び重要データは、領域内で保存しなければならない。業務上の都合からどうしても国外へ提供する場合、国のインターネット情報部門、國務院の関係部門が共同で制定した弁法に従ってセキュリティ評価を実施しなければならない。法律、行政法規に特段の規定がある場合、その規定に従う。



## ■ 数据安全合规义务

如上所述,《数据安全法》的适用范围非常广泛,几乎对所有企业均适用。根据《数据安全法》第 25 条、第 27 条和第 29 条,境内组织/个人开展数据活动,应当遵守如下义务:

1. 采用合法、正当的方式收集数据,不得窃取或以其他非法方式获取数据;
2. 建立健全全流程数据安全管理制度;
3. 组织开展数据安全教育培训;
4. 采取相应的技术措施和其他必要措施,保障数据安全;
5. 加强风险监测,发现数据安全缺陷、漏洞等风险时,立即采取补救措施;
6. 发生数据安全事件时,及时告知用户并向有关主管部门报告;
7. 重要数据处理者,应当设立数据安全负责人和管理机构,定期开展风险评估并向主管部门报告。

### 结语:

此次《数据安全法》,一改以往《网络安全法》所确立的重点保护个人信息和重要数据的原则,将所有类别的信息均纳入保护范畴,未来《数据安全法》如何与《网络安全法》、正在起草中的《个人信息保护法》等法律衔接,尚不明朗。现阶段,企业仍须以《网络安全法》、《个人信息安全规范》等制度,对个人信息的处理活动进行规范和保护,落实企业个人信息保护义务。

(里兆律师事务所 2020 年 09 月 25 日编写)

## 四、近期热点话题

※企业近期的关注话题 (=律师近期的关注话题)

- [强化商业秘密保护的立法动向](#)
- [民间借贷利率的司法保护上限](#)

## ■ データセキュリティのコンプライアンス義務

上記の通り、「データセキュリティ法」の適用範囲が極めて広く、ほぼすべての企業に適用される。「データセキュリティ法」第 25 条、第 27 条及び第 29 条によると、領域内の組織及び個人がデータ活動を行う際には、以下の義務を遵守しなければならない。

1. 適法、正当な方式によりデータを収集すること。窃取、又はその他不法な方式によりデータを入手してはならない。
2. 全過程にわたるデータセキュリティ管理制度を構築し、健全化すること。
3. データセキュリティに関する教育研修を実施すること。
4. 然るべき技術的措置及びその他必要な措置を講じて、データセキュリティを保障すること。
5. リスクモニタリングを強化すること。データセキュリティに脆弱性、バグ等のリスクが発見された場合、直ちに対策を講じること。
6. データセキュリティ事件が発生した場合、速やかにユーザーに通知し、且つ係る主管部門へ報告すること。
7. 重要データ処理者は、データセキュリティ責任者及び管理機構を設置し、リスク評価を定期的実施し、且つ主管部門へ報告すること。

### 終わりに:

今回の「データセキュリティ法」は、これまでに「サイバーセキュリティ法」により確立された、個人情報及び重要データに重点を置いて保護する原則を一変させ、全種類の情報を保護範囲に組み入れたが、将来、「データセキュリティ法」と「サイバーセキュリティ法」、起案中の「個人情報保護法」等の法律との整合性をどのように取っていくのかは、まだ明確にされていない。現段階では、企業は引き続き「サイバーセキュリティ法」、「個人情報安全規範」等の制度に従い、個人情報処理活動の規範化及び保護に取り組み、企業の個人情報保護義務を遂行しなければならない。

(里兆法律事務所が 2020 年 9 月 25 日付で作成)

## 四、トピックス

※企業が最近注目している話題 (=弁護士が最近注目している話題)

- [営業秘密保護強化に係る立法動向](#)
- [民間貸借金利に係る司法保護上の上限](#)